

第3章

分野別方針

1 土地利用の方針

これまでの土地利用を基本としながら、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の見直しや、地区計画の指定について検討を行うとともに、市街化区域内の未利用宅地の利用を促進するなど、合理的な土地利用を進めます。

また、大規模な公共空地や低・未利用地については、周辺の状態などを踏まえながら、用途地域の見直しなど都市計画制度を最大限に活用し、土地利用の誘導策を検討します。

既成の商業・サービス系、工業系用地が住宅地として利用される場合や住宅地に囲まれる場合などについては、必要に応じて、都市計画制度を柔軟に運用し、健全な土地利用を目指します。

① 住宅系

A 中心部エリア～高密度な中高層住宅地の形成を図るエリア～

- ・ JR帯広駅や帯広駅バスターミナルから近く、都市機能が集積されている優位性を活かし、魅力的な居住環境を形成します。
- ・ 分譲・賃貸マンションなどの中高層住宅の建設や再開発事業の促進などにより、土地の高度利用を進めます。

B 既成市街地エリア～中密度な中層・低層住宅地の形成を図るエリア～

- ・ 中心部から概ね 1.5km 圏内の住宅地は、主に中層を中心とした住宅の誘導を図り、中心部から概ね 1.5km を超える住宅地は、主に戸建住宅を中心に、低層の共同住宅を立地させることで、中心部に向かうにつれて人口密度の高い居住環境の形成を進めます。
- ・ 戸建住宅が建ち並ぶ地域について、今後も閑静な住宅地として土地利用を図るため、必要に応じた都市計画制度の運用を検討します。

C 郊外住宅地エリア～ゆとりある低層住宅地の形成を図るエリア～

- ・ 土地区画整理事業などで道路や下水道などの都市基盤が計画的に整備された住宅地は、引き続き戸建住宅を中心とした土地利用を維持します。
- ・ コミュニティの維持や低・未利用地の活用を図る場合などについては、良好な住環境を保ちつつ、必要に応じて、都市計画制度の柔軟な運用について検討します。

② 商業系

A 中心部エリア～商業施設の集積など、土地の高度利用を図るエリア～

- ・ 道東の拠点、十勝・帯広の顔として、賑わいと活力ある地域づくりを進めます。
- ・ JR 帯広駅周辺については、西2条通と公園大通を中心として、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導します。
- ・ 広小路周辺については、アーケード空間の活用など、地区の特性を活かした土地利用を促進します。



西2条通

B 既成市街地エリア、郊外住宅地エリア

～幹線道路沿いに日常生活に必要な生活利便施設が立地するエリア～

- ・ 幹線道路の沿道は、背後の住宅地などに配慮し、必要に応じて生活利便施設の立地を誘導します。
- ・ 生活利便施設が集積している地区の維持・保全などを図る必要がある場合には、周辺環境に配慮しながら、用途地域の変更などについて検討します。

③ 工業系

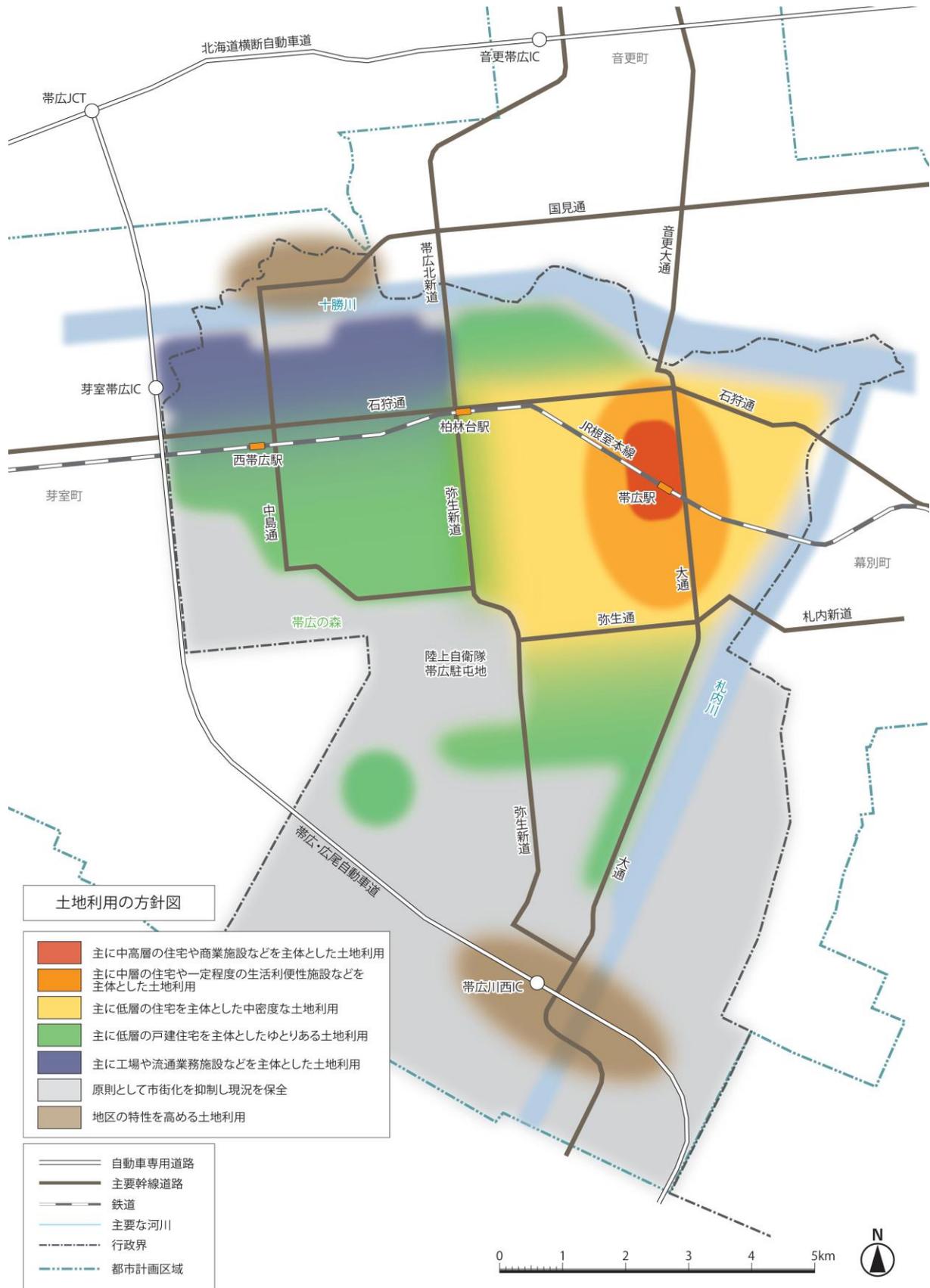
- ・ 地域の資源や特性、優位性を活かした、活力ある産業の創出を図るため、工業団地など産業系用地の利用を進めます。
- ・ 帯広工業団地、新帯広工業団地、西20条北地区、西19条北地区は、交通利便性や地区特性を踏まえた工業系土地利用を進めます。
- ・ 西陵北地区やJR帯広貨物駅周辺は、流通業務地として、倉庫業や卸売業、運輸業などの集積を進めます。
- ・ 良好な工業地の形成に努めるため、必要に応じて、地区計画等の指定などについて検討します。
- ・ 住宅地に囲まれた工業系用途地域については、長期的な視点に立ち、都市計画制度を柔軟に運用し、周辺環境と調和した用途地域への変更などを検討します。

4 市街化調整区域

- ・ 原則として市街化を抑制し、現況を保全します。
- ・ 集落が形成されている新川西・中川西・愛国地区については、地域コミュニティやそれぞれの地区の特性を維持するため、必要に応じて地区計画の活用などの検討を進めます。
- ・ 工業エリアや自動車専用道路のインターチェンジ周辺については、今後の産業の需要動向などにより、周辺環境も考慮しながら必要に応じて都市的土地利用について検討します。
- ・ 市街地に存在する穴抜けの市街化調整区域や市街化区域に近接している地区については、必要に応じて都市的土地利用の可能性について検討します。
- ・ 市街化調整区域に立地する公共・公益施設については、周辺環境や施設の特性などを総合的に勘案しながら、その機能に応じて適切に配置・利用します。
- ・ 中島地区は、ごみ処理場などの立地状況を踏まえ、周辺環境との調和に配慮しながら、都市計画制度の運用による土地利用の整序を図るとともに、市民の憩いの場の創出を図ります。



中島地区



2

都市施設等の方針

道路や公園、下水道など、経済・産業及びその他の市民活動を確保するうえでの根幹となる都市施設について、既存ストックを活用することを基本として長寿命化や効果的な維持・管理を進め、必要に応じて更新等を検討します。

また、多様な都市活動や人・物資の移動を支えるため、安全安心な道路環境整備や雪道対策などを進めるほか、持続可能な公共交通の実現を図ります。

① 道路・交通体系の形成方針

A 広域交通ネットワークの整備促進

- 産業・経済、観光、文化など多様な地域間交流を図るため、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の広域交通ネットワークの整備を促進します。



帯広川西インターチェンジ

B 主要幹線道路の整備促進

- 4放射1環状で構成する主要幹線道路は、帯広圏1市3町を連絡する主要な道路としての役割を担っていることから、広域的な交通の円滑化を図るため整備を促進します。
- 市街地内の南北に計画されている弥生新道や大通については、都市内の主要な交通網の形成を図るため、整備を促進します。

C 幹線道路等の整備促進

- 幹線道路等は市民生活を支え、良好な都市空間を形成する重要な役割を担っていることから、整備を促進するとともに、老朽化が進む橋梁や舗装等の道路インフラについて、定期的な点検や計画的な修繕を実施することにより、適切な維持を図ります。
- 今後、人口減少や高齢者人口の増加のほか、産業の成長や次世代モビリティの出現などにより交通環境の変化が想定されることから、社会状況の変化や将来交通量を踏まえ、必要に応じ都市計画道路の見直しについて検討します。

D 自転車・歩行者空間の整備

- ・ 自転車と歩行者が、それぞれ安全で快適に通行できる空間の整備を検討します。
- ・ 道路の段差解消などにより、自転車や歩行者の安全な通行を確保します。
- ・ 環境負荷の低減や健康増進、観光振興等の観点から、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を図ります。

E 中心部の快適な道路環境づくり

- ・ 「十勝・帯広の顔」として中心部の広域的な産業・経済、観光、文化などの拠点性を高めるため、分かりやすい案内板の設置など、景観に配慮した道路空間づくりに努めます。
- ・ 中心部の駐車場は、今後ともその機能維持を図ります。
- ・ 道路空間の活用などにより、魅力的な通りをつくるための取り組みを促進します。

F 生活道路の整備

- ・ 老朽化した生活道路の舗装修繕を行うなど、快適な道路環境の確保に努めます。
- ・ 子どもや高齢者などの歩行者の安全を確保するための道路環境整備について検討します。

② 公共交通機能の形成方針

A 持続可能なバスネットワークの形成

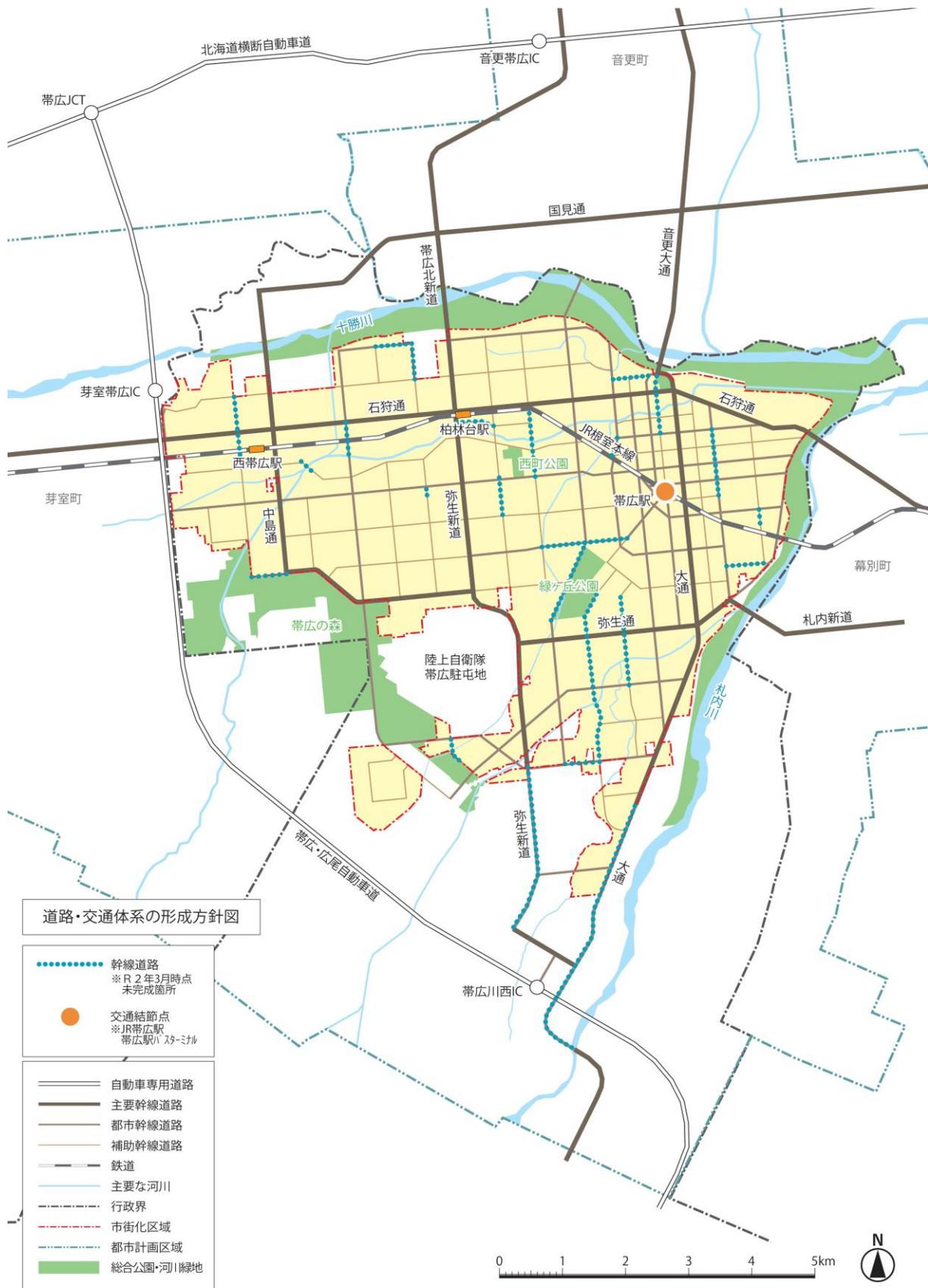
- 事業者と行政が連携しながら、市民の利用実態やニーズを捉え、利便性や効率性、収益性を十分考慮した路線やダイヤの見直しのほか、路線バスと他の交通手段との接続性の向上などに取り組みます。
- 事業者等と協議しながら、インバウンド観光などに対応した案内等の多言語化や、ウェブサイトなどによる路線や運行情報の充実などに取り組みます。



JR 帯広駅バスターミナル

B バス、鉄道、空港、港湾との連携

- 広域的な産業経済活動や文化・交流活動などを活性化するため、バス・鉄道・空港・港湾を結ぶ広域交通ネットワークの整備を促進します。



序 背景と計画の概要

1 都市の現況

2 基本理念と 将来都市構造

3 分野別方針

4 実現に向けて

資料

序 背景と計画の概要

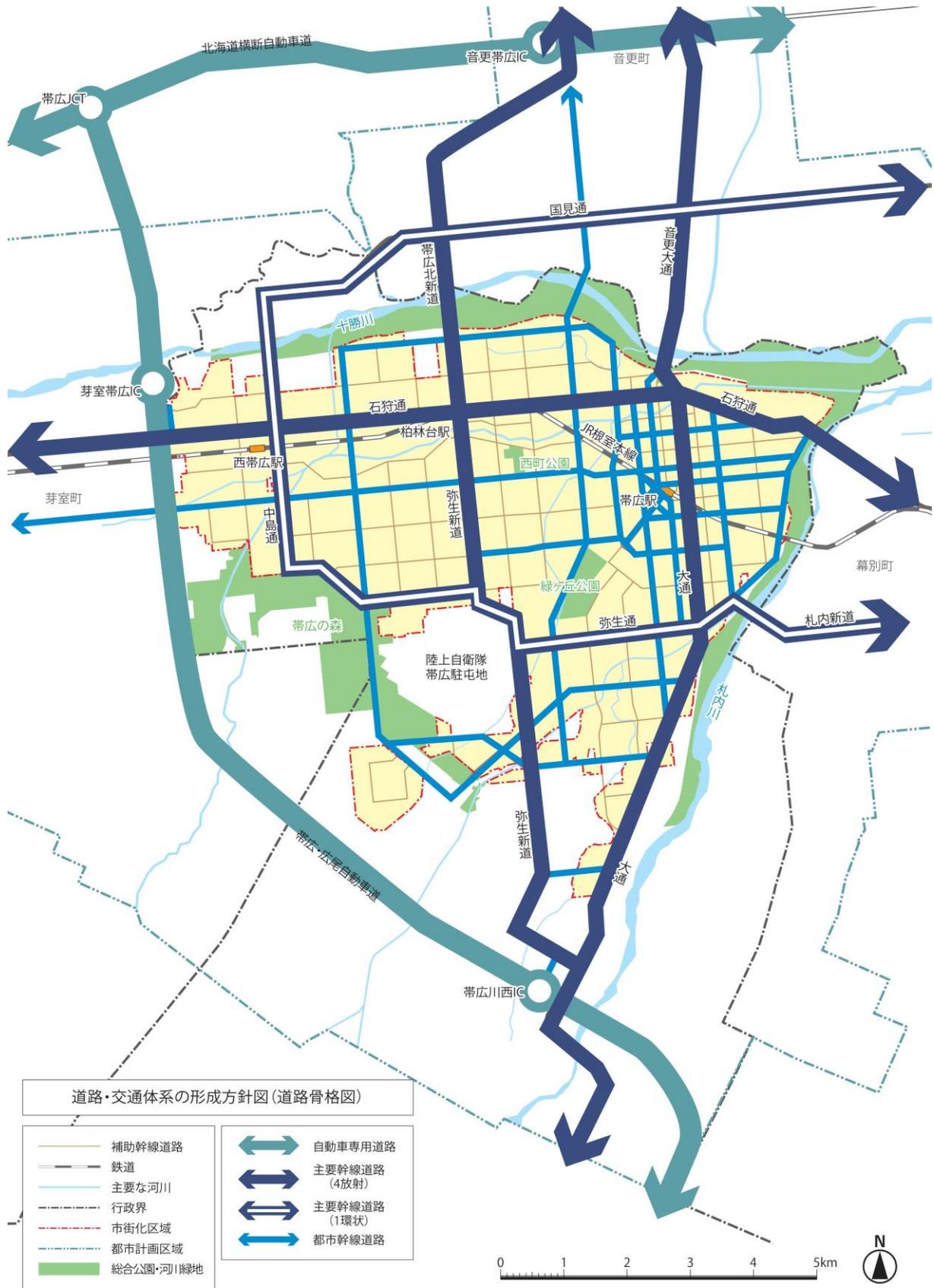
1 都市の現況

2 基本理念と
将来都市構造

3 分野別方針

4 実現に向けて

資料



③ みどりの形成方針

A みどりのネットワークの形成

(a) 水系軸（十勝川水系の河川緑地）

十勝川、札内川の河川緑地は、散策や自然学習の場、スポーツ・遊びの場としての機能を有しており、また、豊富な水と豊かな自然環境を有していることから、みどりの水系軸に位置付け、今後も良好な河畔林や河川敷を市民に親しまれる身近な河川緑地として保全、活用に努め、みどりのネットワークの骨格とします。



河川緑地（札内川）

(b) 外環軸

帯広の森から南は、帯広畜産大学、帯広農業高校、機関庫の川から札内川へ、帯広の森から北は、帯広川から新帯広川を経て十勝川から中島地区へ、もう一方は、つつじが丘霊園から帯広・広尾自動車の緑地を経て、十勝川へ連なるみどりの連続性を確保し、帯広の森を核とした外環軸に位置付け、みどりのネットワークの骨格とします。

(c) 都市貫軸

JR帯広駅北側には、中央公園を拠点として、西2条通、西3条通、西4条通などを活用して十勝川水系へつなぐ「北の軸」を、JR帯広駅南側には、緑ヶ丘公園を中継拠点として、公園大通、とてっぽ通、売買川を経て帯広の森につなぐ「南の軸」を、また、緑ヶ丘公園を拠点にウツベツグリーンロードを経て、帯広の森につなぐ「西の軸」を、それぞれ市街地を貫く都市貫軸に位置付け、みどりのネットワークの骨格とします。

(d) 主要なネットワーク（道路）

水系軸、外環軸、都市貫軸をつなぐ公園緑地や街路樹などの機能を活かしたみどりのネットワークを形成します。

(e) 主要なネットワーク（河川）

都市内を流れる帯広川や自然の趣を残す機関庫の川等の中小河川は、水辺の環境や河畔林からなる貴重な回廊であり、環境と共生し市民が親しめる河川空間として整備、活用を進め、みどりのネットワークを形成します。

B 公園・街路樹

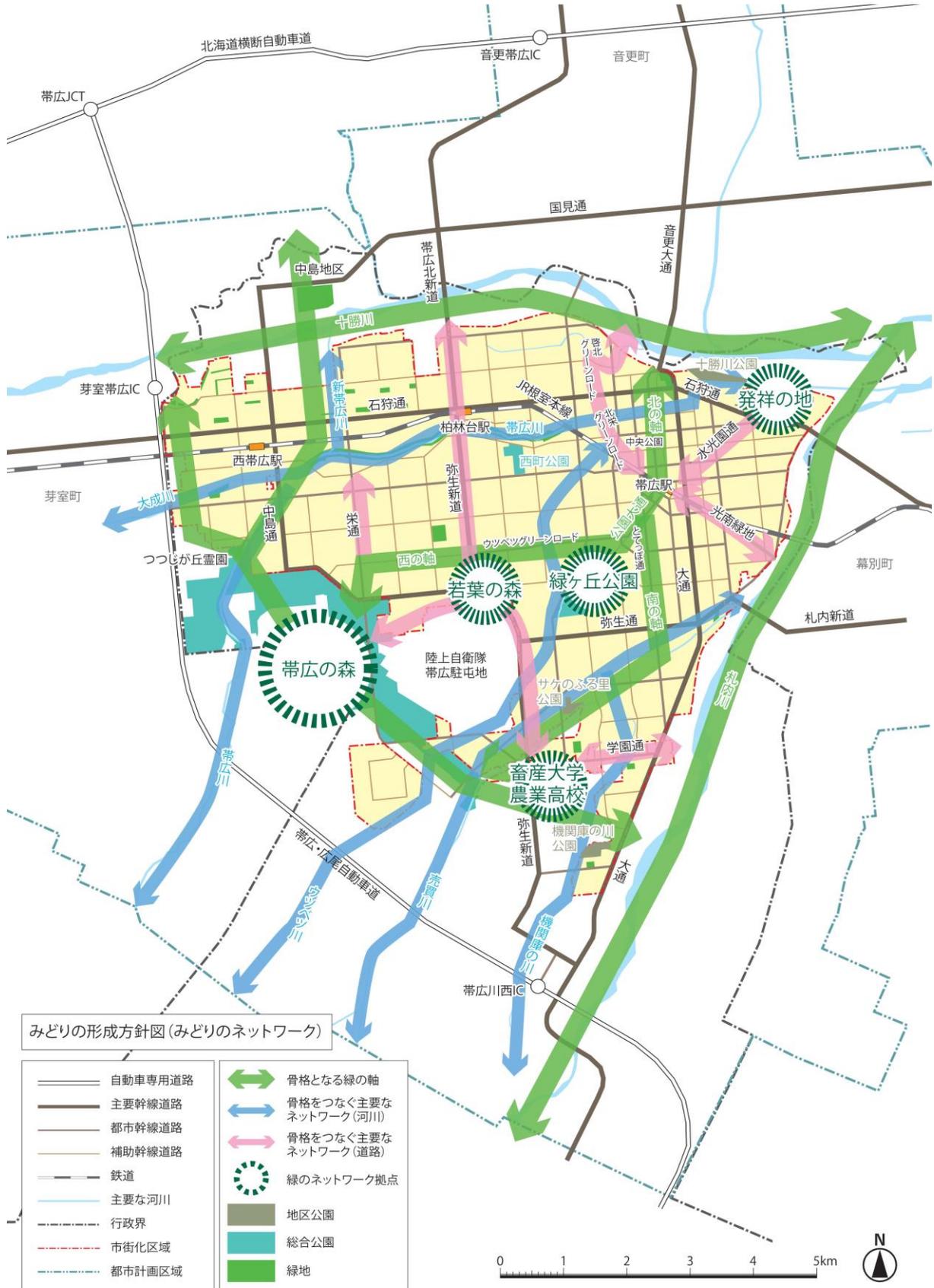
- ・ 地域の特性や実情などを踏まえ、公園の新規整備や既設公園の集約及び配置施設の選定等を進めます。
- ・ 公園施設の長寿命化や街路樹の剪定・伐採など、適切に管理・保全します。
- ・ 民間事業者による公園の有効活用を促進し、公園の魅力を高め、賑わいを創出します。
- ・ 公園の管理や植樹ますへの花苗の植栽など、町内会や団体・企業などと行政との連携によるみどりづくりを進めます。

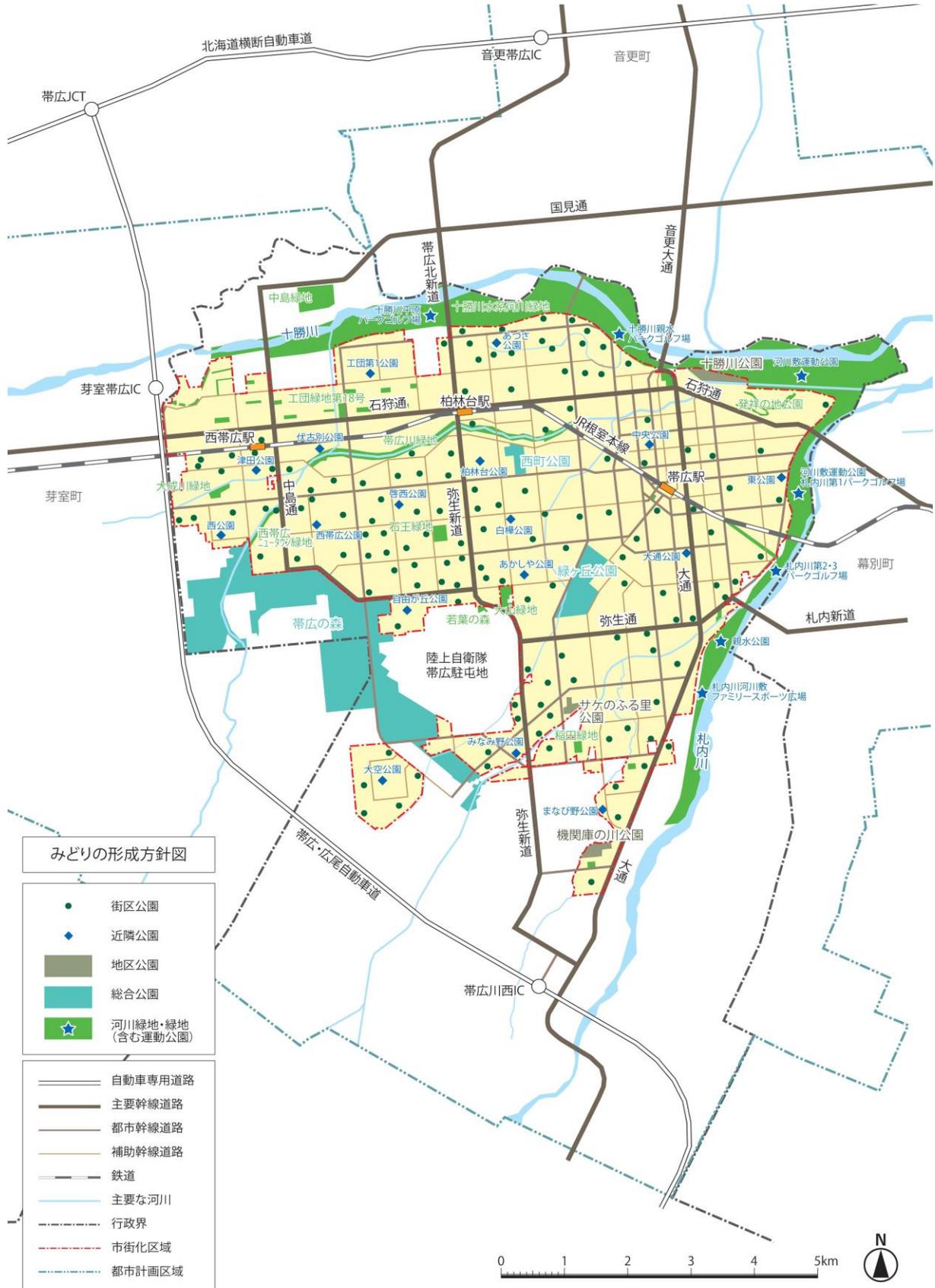
C 緑地・河川緑地

- ・ みどりのネットワークを軸として、緑地・河川緑地などを市民の憩いの場として整備します。
- ・ みどりのネットワークの骨格となる帯広の森や十勝川水系河川緑地などは、市民団体などと連携・協力し、適切に育成管理を進めます。
- ・ 様々な体験イベントや情報発信を通じ、森と市民とのつながりづくりを促進します。
- ・ 帯広の森の拠点施設を活用し、帯広の森づくりに関わる人材の育成を進めるとともに市民団体や有識者などによる森の調査研究を促進します。
- ・ 動植物の生息地及び生育地となる河川緑地や自然林などの貴重な樹林地について、適切に保全します。



市民の協力による植樹帯の管理





4 下水道及び河川の方針

A 下水道

- 大雨などによる浸水被害を防ぐために、雨水管未整備地区の優先順位等を見極めながら、効果的な整備を進めます。また、老朽化した下水道施設については、長寿命化計画等を踏まえた、施設の更新や老朽化対策を進めます。

B 河川

- 洪水による被害を防止・軽減するため、関係機関と連携し、施設整備や市民周知など、総合的な治水対策を図ります。
- 都市住民の潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努めます。



帯広川・十勝川間堤防の桜並木

5 その他の都市施設の方針

A ごみ焼却場及びその他の処理施設

- 市民、事業者、行政の役割分担と連携により廃棄物の減量化・資源化を進め、適切な処理を行い、資源循環型の地域社会づくりを促進します。
- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設については、北海道や本市が定める各種計画に基づき、適切な立地、施設整備及び維持管理を図ります。
- 新たな施設の立地については、周辺の自然環境等との調和や立地特性を十分に踏まえ配置を検討します。

B 火葬場

- 帯広火葬場については、計画的な維持管理を行うことにより長寿命化を図り、今後ともその機能を維持します。

C 市場

- 帯広魚菜卸売市場は、今後ともその機能維持を図ります。

D と畜場

- 十勝総合食肉流通施設は、今後ともその機能維持を図ります。

E 墓園

- ・ つつじが丘霊園や中島霊園、緑ヶ丘墓園については、今後ともその機能維持を図ります。

F その他

- ・ その他、都市活動を支え、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保するうえで必要と認められる都市施設については、必要に応じて都市計画決定に向けた検討を行います。



3

都市環境の方針

災害対策の充実や地域の防災力の強化などを総合的に推進し、災害発生後においても、避難、復旧に迅速に対応できる災害に強い都市形成を進めます。

また、市民と協働し、帯広らしい魅力ある都市景観の創出を図ります。

① 都市防災

A 災害対策

(a) 震災対策

- ・ 地震による被害を防止し、市民の生命・財産を守るため、新耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震化を促進します。
- ・ 耐震化についての情報発信や安心して相談することのできる体制づくりなどを推進します。
- ・ 防火地域、準防火地域の制度を活用し、火災発生時の延焼拡大防止に努めます。
- ・ 災害時における避難や緊急車両、物資輸送の経路となる道路の整備や適切な維持管理を進めます。
- ・ 災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化を促進します。
- ・ 安全・安心な市民の暮らしを守るため、上下水道、ガスなどのライフライン事業者と連携し、耐震性を確保するなど都市の安全性の強化に取り組みます。
- ・ 延焼遮断帯や避難場所となる都市公園・河川緑地などのオープンスペースを確保し、防災空間としても利用できるよう整備を検討するなど、災害発生時における被害の拡大の防止を図ります。

(b) 水害対策

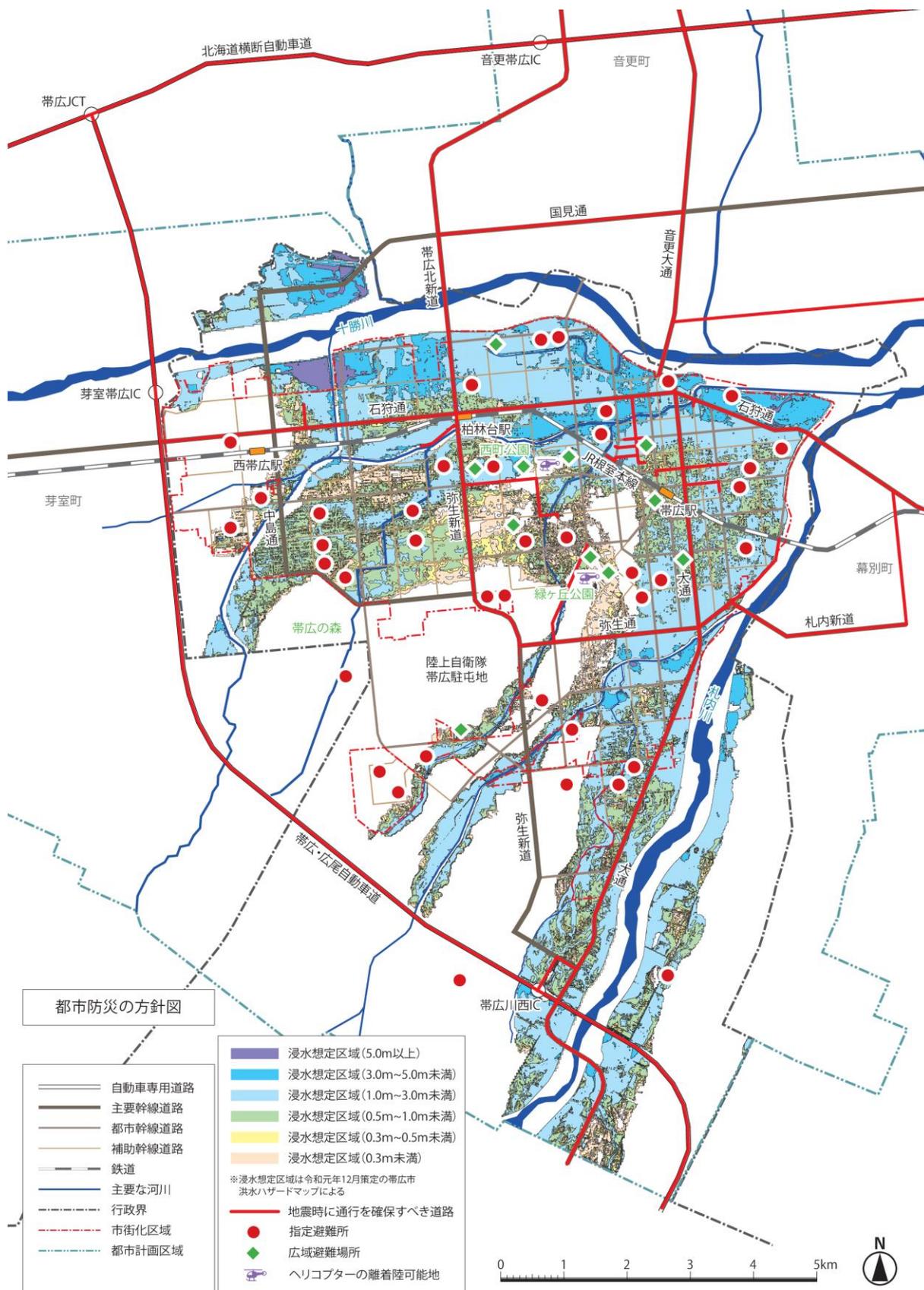
- ・ 市民の安全な暮らしを守るため、国や北海道と連携しながら治水対策に取り組めます。
- ・ 大雨などによる浸水被害を防止するため、雨水排水管渠の整備を推進するとともに、雨水浸透設備の整備促進などの雨水流出抑制対策を図ります。
- ・ 国や北海道との連携のもと防災マップを適宜見直し、市民に周知を図ります。

(c) その他

- ・道路の堆雪スペースの確保など安全な交通環境づくりを進めるとともに、高齢者などが安心して暮らせるよう町内会などによる除雪体制づくりを促進します。
- ・谷や沢を埋めた大規模な造成宅地や傾斜地盤上の造成宅地において、国の調査等を踏まえ、安全性の確保に取り組むとともに、土砂災害を防止するため、宅地造成の適切な指導を行います。
- ・防災や衛生などの生活環境の保全を図るため、危険な空家等の解体を促進します。
- ・災害の発生時に安全に避難できる市街地を形成するため、浸水想定区域等に配慮しながら避難所を適切に指定します。



避難所看板（とがちプラザ）



② 都市景観

A 風土を活かした個性ある景観

- ・ 帯広の特徴である格子状の区画や火防線などの個性を活かした景観を保全します。
- ・ 主要な道路については植樹帯等を設け、沿道の緑化を図ります。また、道路の付属物や構造物の修景を図ります。



火防線

B みどりの活用による景観

- ・ 都市と農村を結ぶ帯広の森や河川などの豊かな自然景観を保全します。
- ・ 多様な主体と連携しながらみどりを活用し、魅力ある親しみやすい景観づくりにつなげます。

C 市街地での良好な景観

- ・ 住宅地などにおいて、地区計画などの都市計画制度を活用し、それぞれのエリアなどに相応しい機能や優れた景観づくりを誘導し、良好な都市環境の維持・形成を図ります。
- ・ 景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出を進めます。

序

背景と計画の概要

1

都市の現況

2

基本理念と
将来都市構造

3

分野別方針

4

実現に向けて

資料

